

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度を堅持するための、
2020 年度政府予算に係る意見書（案）

4 月から働き方改革関連法が施行されたものの、学校現場では解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては、新学習指導要領への移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮しています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等をおこなっている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることの原因となっています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書を提出します。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、少人数学級の着実な推進をはかること。
2. 教育の機会均等と水準の維持のため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年9月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 宛

兵庫県三田市議会